

## 南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例（案）に関する意見に対する回答

- 1 意見公募の実施期間 平成30年4月4日から同月26日まで
- 2 意見公募の公表方法 広報みなみさんりく4月号による周知、町ホームページへの掲載並びに南三陸町役場及び歌津総合支所への資料備付
- 3 意見の提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール又は町担当課への持参
- 4 意見公募した結果 意見を提出された方1人（意見の件数3件）
- 5 意見概要 次のとおり

| 番号 | 意見等の概要  | 町の考え方   |
|----|---|---|
| 1  | 条例参考モデル8条「大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割」の条文追加について御検討お願ひいたします。 | <p>宮城県商工会連合会で作成された条例参考モデルの大企業及び大規模小売店舗設置者等の役割のことと推察いたします。条例参考モデルは県内の市町村全般を対象として作成されたモデルであり、必ずしも各自治体の地域性、特色、独自性を反映したものにはなってはいないと捉えております。</p> <p>大企業及び大規模小売店舗設置者等について特化した条文は設けておりませんが、地域事業者として、町内において営利の目的をもって生産活動又は経済活動を行う全ての者を対象としておりますので、御意見の趣旨に沿う事業者についても包含した内容となっているものと考えています。</p> |
| 2  | 条例参考モデル11条「小規模企業者への配慮」の条文追加について御検討お願ひいたします。         | <p>宮城県商工会連合会で作成された条例参考モデルの小規模企業者への配慮のことと推察いたします。小規模企業者に特化した条文は設けておりませんが、当該条例案は小規模企業者のみならず地域事業者全体の振興を図ることを目的としています。町の役割として、振興施策を実施するに当たっては、関係機関や町民と協働し、効果的に実施するように努める旨の条文を設けていることから、御意見の趣旨に沿うものと考えております。</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 3 | 条例参考モデル1 2条「基本計画の策定」の条文追加について御検討お願いいたします。 | 宮城県商工会連合会で作成された条例参考モデルの中小企業・小規模企業の振興に関する基本計画のことであると推察いたします。町では、既に南三陸町第2次総合計画の中で商工業の振興に関する基本計画を策定しており、また、町の産業振興審議会においても、町の中小企業等の振興計画に関する審議を行っていただいており、条例モデルで想定されている中小企業・小規模企業者及び商工会の意見を反映させる機会を既に設けていることから、今回の条例案には含めておりません。 |
|---|---|---|